

子ども医療費助成制度のお知らせ

お子さんの健やかな育成を支援することを目的に、医療機関窓口で現物給付の受給者証を提示することで、医療費（保険診療に限る）を支払うことなく医療サービスを受けることができるようになりました。保護者が医療費をお支払いした場合は、お子さんの医療費の一部（保険診療による自己負担分）を助成します。

■ 助成対象者（令和6年4月受診分から）

与那原町に住所を有する高校生(18歳到達後の3月末)までの児童

（生活保護など他の制度で医療費助成を受けることができる場合は除く。）

■ 資格申請に必要な書類

1. お子さんの健康保険証
2. 保護者（同一世帯）の預金通帳かキャッシュカード（ゆうちょ銀行は通帳）

■ 助成金の申請方法

1. 現物給付方式

県内の医療機関窓口で、「健康保険証」「受給資格者証」を提示することで保険診療の自己負担分を窓口でお支払いすることなく無料で医療を受けられます。

2. 自動償還方式

県内の医療機関窓口で、「健康保険証」「受給資格者証」を提示してください。子育て支援課窓口で領収書の申請をしなくても、医療機関窓口でお支払いした医療費を自動的に振込みます。助成金は診療月の2か月後の30日に届出口座に振込みます。

3. 子育て支援課での領収書申請

県外での受診や医療機関窓口で「受給資格者証」を提示できなかった場合は、子育て支援課での申請が必要になります。

診療月の翌月1日以降に「受給資格者証」「領収書（原本）」を添えて申請してください。助成金は申請月の翌月30日に届出口座に振込みます。

■ 高額な医療費がかかるとき

- ・入院等で高額な医療費がかかる場合は、事前に「限度額認定証」の作成が必要となります。ご加入の健康保険へお問合せください。

■ 助成の対象外となるもの

- ・保険適用外の医療費、健診や予防接種、入院中の食事療養費、容器代
- ・学校（保育園・幼稚園を含む）の管理下でのケガ
- ・高額療養費や附加給付金等が、加入している保険組合より支払われた場合、返還金が生じる可能性があります。

■ 届出について

次の事由が発生した場合、子育て支援課へ届出をお願いします。

- ・加入している健康保険に変更があったとき
- ・住所や氏名変更、与那原町外へ引っ越すとき
- ・生活保護の開始、廃止になったとき
- ・受給資格者証の破損・汚損・紛失があったとき

